

人
インフォメーション
本庁・各総合支所の所在地と電話番号等

本 本庁
〒328-8686
入舟町7-26
☎21-2224

大 大平総合支所
〒329-4492
大平町富田558
☎43-9205

藤 藤岡総合支所
〒323-1192
藤岡町藤岡1022-5
☎62-0900

都 都賀総合支所
〒328-0192
都賀町家中5982-1
☎29-1100

お知らせ

知っておきたい

国民健康保険

◎健康保険が変わったら:

職場の健康保険をやめて国保に入る時や、国保の加入者が職場の健康保険に入った時は、14日以内に届出をしてください。

◇手続きに必要なもの

・職場の健康保険をやめた時
印かん、職場の健康保険の離脱証明書、年金手帳(20歳〜59歳の方)、年金証書(60歳〜64歳の方)で年金の受給権がある方)、医療費受給資格者証
※退職日の翌日以降に届出をしてください。

・職場の健康保険に加入した時
印かん、国保の保険証、職場の健康保険証(カードの場合は全員分)、医療費受給資格者証

◎マル学保険証(学生用保険証)

国保の加入者が就学のため市外で生活する場合、市からマル

学保険証(学生用保険証)を交付します。

◇手続きに必要なもの

国保の保険証、在学証明書(写しでも可)
※就学のための住所に転出する届出が必要です。なお、卒業後はマル学の資格がなくなり、マル学喪失の届出をしてください。

◎交通事故にあったとき

交通事故などで第三者から受けた傷病の治療にかかる医療費は、原則的には加害者の全額負担です。国保で一時的に医療費を立て替えることができますが、その場合は、必ず届出してください。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったらすると、国保が使えなくなる場合もありますので、注意してください。



平成23年4月
医療費助成制度が
変わります

◎こども医療費助成制度の改正内容

①対象年齢が「中学3年」まで拡大されます。

新しく対象となる方には、登録申請のお知らせを郵送しますので、必要事項を記入のうえ、返送してください。

なお、現在医療費助成を利用の方は、受給資格者証をそのままご使用ください。手続きは不要です。

②『入院の際の食事療養費』が助成対象から外れます。なお、平成23年3月までの入院分は、助成対象となります。

◎こども、重度心身障がい者、妊産婦、ひとり親の各医療費助成制度の申請書の提出方法が一部変わりました。

同じ医療機関や同じ調剤薬局の領収書は、最大6か月分をまとめて1枚の助成申請書に添付できます。

- ◇問合せ
- 本 保険年金課 ☎(21)2153
 - 大 市民生活課 ☎(43)9216
 - 藤 市民生活課 ☎(62)0903
 - 都 市民生活課 ☎(29)1102

税務課からのお知らせ

◎固定資産税の縦覧を実施

市内の各地域(栃木、大平、藤岡、都賀)ごとの固定資産(償却資産を除く)の価格などを縦覧できます。

◇縦覧期間 4月1日(金)〜5月31日(火)午前8時30分〜午後5時(土・日・祝日を除く)

◇縦覧場所 本庁および各総合支所資産税担当
◇縦覧できる人 市内にある土地や家屋に対して固定資産税が課税される人、その委任を受けた人(委任状必要)、納税管理人など

◇縦覧できる事項
・土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格)
・家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)
※土地の所有者は土地の、家屋の所有者は家屋の縦覧帳簿を縦覧できます。

◇必要なもの
申請者の認印、申請者の本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)、委任状(代理人申請の場合)、法人登録印又は法人登録印を押印した委任状(所有者が法人の場合)

◇手数料 無料



◇届出に必要なもの

第三者行為による被害届、保険証、印鑑、交通事故証明書
※被害届の書類は国保担当の窓口にあります。

◎70歳以上74歳以下の方の窓口負担について

医療費の自己負担割合の2割への引き上げが1年間延長されます。

現在交付してある高齢受給者証は、4月から2割負担に見直されることを前提に負担割合が表示されていますので、4月1日(金)から7月31日(日)まで負担割合を1割に据え置いた新しい高齢受給者証を3月下旬にお送りします。(既に3割負担の方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がい認定を受けた方は除く)

- ◇届出・問合せ
- 本 保険年金課 ☎(21)2151
 - 大 市民生活課 ☎(43)9216
 - 藤 市民生活課 ☎(62)0903
 - 都 市民生活課 ☎(29)1102

国民年金、厚生年金の
相談と手続き

◇国民年金の第一号被保険者
自営業者などの国民年金の第一号被保険者の年金の相談と各種の届出・手続先は、市役所の年金担当です。

◇サラリーマンとその被扶養配偶者
厚生年金の加入者(国民年金の第二号被保険者)とその被扶養配偶者(国民年金の第三号被保険者)の年金の手続きは、勤め先の事業主が行いますので、ご自身で行う必要はありません。

◇年金事務所
面談による国民年金、厚生年金の相談を希望の方は、加入者、受給者ともに、栃木年金事務所をご利用ください。
受付時間等は、栃木年金事務所にお問い合わせください。
※日本年金機構のホームページも、ご覧ください。(相談窓口の混雑予想も掲載されています)

◇ねんきんダイヤル
一般的な国民年金、厚生年金の相談には、加入者、受給者ともに、「ねんきんダイヤル」(☎0570-051165)が便利です。電話する前に、年金手帳や年金証書、振込通知書などを用意し、相談したい事柄をメモしてください。

◇軽自動車などの届出はお早めに
軽自動車税は、4月1日現在の名義人が課税の対象となります。(盗難・譲渡などで、軽自動車などが手元になっても、届出を行わないと課税されます) 廃車・住所変更・名義変更は、3月中に届出を済ませてください。

◇問合せ
・軽四輪車
軽自動車協会 佐野支所 ☎0283(20)6116
・125cc以下のオートバイや農耕車
本 税務課 ☎(21)2121
・126cc以上のオートバイ
栃木運輸支局 佐野事務所 ☎050-5540-2020

◎税証明を申請する際には本人確認ができる書類の提示を
各種証明書交付申請の際に、窓口で本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)の提示をお願いします。
これは、重要な個人情報記載される税証明書を、第三者が不正に取得することを防止するためです。ご理解とご協力をお願いします。

◇問合せ
本 税務課 ☎(21)2121

ましておくと便利です。
なお、「ねんきん定期便」および「厚生年金加入記録のお知らせ」に関する問い合わせは「ねんきん定期便専用ダイヤル」(☎0570-058-555)に電話してください。

◇その他
年金の相談・手続きにお越しになる際は、年金手帳又は年金証書、運転免許証などの公的機関が発行した身分を確認できるものと印鑑をお持ちください。
代理人の場合は、委任状が必要な場合がありますので、事前に電話でご確認ください。

- ◇問合せ
- 栃木年金事務所 ☎(22)4134
 - 栃木市役所
 - 本 保険年金課 ☎(21)2155
 - 大 市民生活課 ☎(43)9209
 - 藤 市民生活課 ☎(62)0903
 - 都 市民生活課 ☎(29)1102

愛の献血にご協力を

◇期日 3月14日(月)
◇時間 午後1時30分〜4時
◇場所 滝沢ハム(栃京川工場) (泉川町)



献血キャラクター「けんけつちゃん」

◇問合せ
本 健康増進課 ☎(25)3511

経営・会計・税務のパートナー
板倉公認会計士事務所
公認会計士・税理士 板倉 聡 (国際税務)

板倉税理士事務所
税理士・行政書士 板倉 安 秀
パートナー公認会計士 日向野 司 男
パートナー税理士 青木 照 誠
パートナー司法書士 三輪 誠

〒328-0125 栃木市吹上町689-2 TEL. 0282-31-3682
FAX. 0282-31-3683 E-mail: anshu@cc9.ne.jp

大工3代、いい家づくり。
このはな
木の花ホーム

木の花ホーム 検索

上都賀郡西方町本城62-3